

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」意見募集の結果概要

平成16年10月29日から11月30日まで、意見募集を行ったところ、結果概要は以下のとおりです。

提出件数：37通（約160件）

（全体的な対応方針）

いただいたご意見を踏まえ、ガイドラインに一定程度反映させる（（1）参照）とともに、事例の追加を希望するものや内容についてのご質問など、今回ガイドラインの文面に直接反映させていないご意見についても、ガイドラインの適正な運用を図る中で活かしてまいりたい（（2）（3）参照）と考えております。

なお、いただいたご意見の内容も含め、法施行後の運用に伴い生じる課題については、今後のガイドライン見直しの際に検討し、必要に応じ適切に反映してまいりたいと考えております。

（1）記述の趣旨をより明確化することを望む意見（約2割）

（意見の概要と対応方針）

趣旨をより明確にすることで、事業者等が誤解なく的確な取組を進めることにつながる修正を求めらるご意見については、可能な限りご意見を反映させ、広く一般の事業者及び患者・国民の皆様理解いただきやすい内容となるよう努めました。

また、不適切な表現を改めたり、わかりにくい表現をよりわかりやすくするべきとのご意見は、これを採り入れさせていただきました。

＜意見の例①＞

・独立行政法人や地方公共団体が開設する病院には、個人情報保護法ではない別の法律又は条例が適用されることを明記しておくべき。

＜意見の例②＞

・がん検診における精度管理のための検診実施機関及び検診委託元への精密検査結果及び手術結果の提供は、地域がん登録による情報提供と同様に、公衆衛生の向上のために特に必要であり本人の同意を得ることが困難である場合（第16条・第23条関係）に当たることを明記すべき。

### <意見の例③>

- ・プライバシーポリシー、プライバシーステートメントといったカタカナ語を説明なく用いることは避けるべき。

(参考) (具体的な修正内容)

例①については、Iの3「本指針の対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」に、ご意見の趣旨を踏まえた文章を書き加えました。

例②については、第16条及び第23条の(例)に、がん検診に関する記述を書き加えました。

例③については、「プライバシーポリシー」等の用語を「個人情報保護に関する考え方や指針に関する宣言」に修正しました。

## (2) 個別事例をガイドラインに記載することを求める意見 (約1割)

(意見の概要と対応方針)

ご自身の関係する具体的な事例を挙げて、ガイドラインにより多くの例を書き込むべきとのご意見がありました。

記載の追加を求められた事例の適否についてはそれぞれ一般的な見解を示したところですが、具体的な法の適用は、個別具体の事案ごとに判断されるものであること、また、ガイドライン案にいくつか記載している事例は、理解を助けることを目的とする参考例との位置づけであり、個別の状況ごとに細かく記述することには自ずと限界もあることから、ご意見に対応して個別事例を追加記載することはしておりません。

### <意見の例>

- ・匿名化により個人情報でなくなり、法の規制を受けなくなるための匿名化の具体的な例を示すべきではないか。
- ・業務委託の例として検査のみが記載されているが、機器の保守・トレーニング業務の委託なども例示すべきではないか。

## (3) 個別事案の解釈を求める意見・質問 (約4割弱)

(意見の概要と対応方針)

個別の状況に応じ判断が異なる事案について、定性的・定量的な判断や判断の具体的基準の明示を求めるものや、個別事案の適・不適についての記述を求めたりするご意見やご質問がありました。

個別の事案についての適・不適の判断は、ガイドラインに記載されている事例も参考として、最終的には、個別具体の事案ごとに判断することになりますので、ご意見に対応してガイドラインに一律の判断基準を示すことはしておりません。

<意見の例>

- ・「家族等」の定義が曖昧なので、明確にするべきではないか。
- ・説明や同意は電話でもいいのか。文書証拠を残すことは必要か。同意書の書式を作成すべきではないか。
- ・薬局で管理する調剤録などの書類は施錠可能なロッカーや施錠管理できる部屋で保管が必須となるのか。

**(4) 別途の法律制定や個人情報保護法の改正が必要となる意見** (約1割)

(意見の概要と対応方針)

本ガイドラインの性格を超え、法律を別途制定したり、個人情報保護法を改正しなければ対応できない内容のご意見がありました。

このようなご意見は、ガイドラインでの記述にそぐわないものですので、その旨を回答し、ご理解を求めることといたしました。

<意見の例>

- ・小規模事業者や死者の情報について法的拘束力のないガイドラインでなく医療分野の個別法を制定すべきであり、このガイドラインでは不十分である。
- ・個人情報取扱件数が3万件以上とか、病床が千床以上といった一定規模以上の医療機関には、外部監査を義務づけるべきではないか。
- ・ガイドラインに従った場合の事業者の免責規定を設けるべきである。

**(5) その他、上記(1)～(4)に該当しない意見・質問** (約2割強)

(意見の概要と対応方針)

(4)までに掲げたもののほか、ガイドライン案が前提としている法令解釈とは異なる解釈に基づく意見や、行政への一般的な要望を内容とするご意見、ガイドラインに関するご質問などがありました。

異なる解釈に基づくご意見については、その旨をご説明するとともに、ご質問については、一般的な問題として可能な範囲で回答いたしました。

<意見の例①（異なる解釈に基づく意見）>

- ・診療録に医師の個人情報でもある部分があるとの解釈は誤っている。
- ・患者の同意取得の手段として、院内掲示に患者が異議を示さない場合には同意したとみなすやり方は安易であり、不適切である。
- ・開示の例外として「患者本人に重大な心理的影響を与えその後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合」とあるのは曖昧な条件であり不当なので、削除すべき。
- ・医療機関については「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」（第25条第1項第2号）という不開示理由の適用の余地はない旨をガイドラインに明記すべき。

<意見の例②（質問）>

- ・保有個人データの定義で「6か月以内に消去するものを除く」とされているが、開示請求を受けて消去しても、6か月以内に取得した情報であれば、適正な処理となるのか。（事務局注：こうした処理は不適切です。）